

質 疑 回 答 書

工事(委託)件名:国補 橋梁長寿命化点検業務委託

No.	質 問 内 容	回 答
1	共通仕様書 第17条1「点検要領」は最新版(令和6年3月)の適用でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。(共通仕様書第5条)
2	共通仕様書 第17条4「記録様式作成にあたっての参考資料(道路橋定期点検版)」(H31.2 国土交通省 道路局 国道・技術課)を参考に、損傷図や損傷程度の評価を記録することとありますが、具体的には「参考資料」に示される様式A、B、C、Dのうち、どれを作成することをお考えでしょうか。	全て作成する考えとなります。
3	「道路橋定期点検 橋長(100m超え)」については、「道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)」(令和7年4月 国土交通省道路局)の「橋長(m)50を超える」を準用されていますでしょうか。 見積を採用されている場合は、見積歩掛についてご教示ください。	見積書を参考に積算しています。
4	橋梁点検車運転単価の積算根拠についてご教示ください。 見積を採用されている場合は、見積単価についてご教示ください。	「道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)」(令和7年4月 国土交通省道路局)を根拠に積算しています。
5	積算基準日についてご教示ください。	令和8年6月1日となります。
6	「旅費交通費」について、積算上の区分は「調査、計画業務(直接人件費×1.49%)」を適用されていますか。	「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」を根拠に積算しています。
7	「電子成果品作成費」について、積算上の区分は「その他の設計業務(5.1×直接人件費(千円) ^{0.38})」を適用されていますか。	「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)」を根拠に積算しています。